

令和7年度第10回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和8年1月9日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時35分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番			5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	黒木 美由紀	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
	13番	岡田 充生	出席			
議事録署名委員	12番	糸田 雅樹		13番	岡田 充生	
出席吏員	農業委員会事務局長補佐 本田 秀和 産業課主幹 前田 智恵 農業委員会事務員 田邊 操枝					
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	非農地証明の交付について
第2号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
報告	(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (2) 令和7年南部町農地賃貸借料等情報について (3) 地区別農地貸借状況について
その他	(1) 令和7年度第11回南部町農業委員会総会日程

議案の題目	(発言者)									
1. 開 会	局長補佐	<p>令和 7 年度第 10 回南部町農業委員会総会を開会致します。局長は災害業務の関係で欠席ですので私が進めさせていただきます。</p> <p>本日は全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条及び南部町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、本会は成立していることをご報告申し上げます。</p>								
2. 挨 拶	会長	(省略)								
	局長補佐	南部町農業委員会会議規則第 6 条の規定によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。								
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、12 番 糸田雅樹委員、13 番 岡田充生委員、書記は田邊職員をお願いします。								
4. 議事 議案第 1 号 非農地証明 の交付につ いて	議長	議事に入ります。議案第 1 号『非農地証明の交付について』上程致します。提案者より説明を求めます。								
	局長補佐	<p>議案第 1 号非農地証明書の交付について、下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明 (議案書 1 頁)】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">土地の表示：</td> <td style="width: 30%;">登記：田</td> <td style="width: 30%;">現況：宅地</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>登記：田</td> <td>現況：宅地</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> </table> <p>申請人：</p> <p>非農地証明の交付申請に至った経緯を説明させていただきます。</p> <p>年に農地法第 5 条の申請を行い、許可を受けた後に所有権移転登記をしたが、宅地にした後に地目変更登記を行っていないことが判明したそうです。地目変更をしたいが、当時は県の許可でしたが、その指令書が無く地目変更ができないというご相談でした。</p> <p>この事について事務局で調べましたところ、許可申請の受付、農業委員会で審議後の意見書の提出書類等の確認は出来ましたが、県からの指令書の写しが無く、指令書の日付けの確認も取れなかった為、非農地証明交付の申請を受けたものでございます。ご審議をお願い致します。</p>	土地の表示：	登記：田	現況：宅地	㎡	：	登記：田	現況：宅地	㎡
	土地の表示：	登記：田	現況：宅地	㎡						
	：	登記：田	現況：宅地	㎡						
	議長	この案件については、少し複雑ですので、現地調査報告を吉次委員からお願いしたいと思います。								
	吉次委員	本日、午前 9 時より、恩田会長、田邊委員、山田委員、私と事務局で現地調査を行いました。現地調査資料を見ていただくと分かるように、家が建っているすぐ横の 2 筆になります。地区は地籍調査がされていて杭やテープが貼られていました。普通の住宅地で、ただ地目変更がされていなかっただけで、他に特に問題はありませんでした。								
	議長	議案第 1 号について質疑を受けます。								
	田邊委員	私も現地確認をしまして、疑問に思ったのですが、何故、今になって申し出られたのか、地目変更をされるのであれば、もっと早くされるべきではなかったかと思えます。								
局長補佐	私も、相談を受けた時に同等の事を思いました。何故に許可を受けら									

		<p>れてから約 40 年も放置をされていたのか、ご本人さんにも聞き取りをして、顛末書の提出も頂いております。所有権移転まで司法書士に頼んだが、その後、司法書士からは地目変更については何もなかったし、自分も地目変更の必要性について理解をしていなかった。今後、このようなことが無いように、同等の事があれば適切な手続きをすると反省の弁を頂いております。</p> <p>このタイミングになった理由ですが、最初は不動産屋さんから地目変更ができないかご相談を受けましたが、その後どうされるのかまでは具体的な確認をしておりません。調査不足でございますが、この家は空き家になっておりまして、将来的に処分をしたい意向があつて調べたところ、農地のままであったのではないかと拝察しています。ご本人様も将来売りたいというような話もされていまして、直ぐにはないが、将来の売却を考えられての事ではないかと拝察します。</p>
	田邊委員	分かりました。
	議長	普通ならば、所有権移転と一緒に地目変更もされます。司法書士さんも色々おられます。今後も似たような相談が出てくるかもしれませんので、その際には十分な聞き取りをされて、適切な対応をお願いしたいと思います。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第 1 号『非農地証明の交付について』議決、承認されました。
議案第 2 号 農用地利用 集積等促進 計画案の意 見照会につ いて	議長	議案第 2 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	<p>【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書 2～7 頁）】</p> <p>農地番号 1～21 番</p> <p>設定を受ける者： 10 名</p> <p>設定をする者 : 10 名</p> <p>設定をする土地： 21 筆 31,667 m²</p>
	議長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
	庄倉委員	<p>6 番から 9 番の さんの案件についてお聞きします。この 4 筆は無償になっていますが、 さんは、集落内は無償で、他の地区の農地については賃借料が発生すると聞いた記憶があります。私の記憶違いでしょうか。</p> <p>それから、19 番、20 番の さんですが、今回借りられる面積を含めると ha ほどの耕作面積になりますが、何頭くらい飼育されていて、これだけの面積が必要なのか教えてください。</p>
	議長	<p>6 番から 9 番については、私からお答えします。この農地は、元々は の さんと言う方の土地でしたが、お亡くなりになられて、一人である さんがしづしづ相続されて困っておられました。色々耕作者を探しましたが、条件の良い所なら借りても良いが全部は無理だと受け手がみつからない中で、3 年程前に、 さんが全部受けても良いが無償でとのことで、 さんも了承された経緯があります。</p>

	<p>さんは手放したいと言っておられまして、買い手が見つかるまではさんをお願いしている状況です。</p>
前田主幹	<p>さんですが、現状飼育されているは頭で、頭まで増やしたいと計画をされています。牧草として作っている農地は概ね ha で、現に耕作されている面積が全て牧草という状態ではありません。放牧の場合は、1頭当たり 0.5ha 程度の面積が必要で、飼料として与える場合は、1頭で厳密に作れば 10 a 程度必要になるのではないかという事ですが、現状の生産体系的には、今の面積で頭分くらいでちょうど良い体制となっています。</p>
庄倉委員	<p>さんの件は、農地を守るという観点から仕方がないと思いますが、集落内は無償、集落外は有償と決めておられるなら統一された方が良いのではと思います質問をさせていただきました。</p> <p>さんは、頭数を増やせば足りなくなるという事ですね。</p>
前田主幹	<p>一括で広い牧草地で作れば、1頭当たり概ね 10 a で賄う事が出来るそうですが、現状は圃場が分散していたり、山間地なのでケタがあつたりで、現状の面積で頭が飼育できる状態と伺っています。</p>
議長	<p>説明がおかしいです。一連の広い 5ha の圃場と、分散している 5ha の圃場では、分散している 5ha の圃場の方は収量が少ないというような説明ですが、労働生産性が悪いから収量が減ると言うのなら分かりますが、同じ面積から取れる収量は同じはずですが。前田さんは労働生産性の話をしておられて、奥の山間部ですので条件も悪くて、借りておられる全部の面積が使える状態ではないという事だと思います。事務局の説明は言葉足らずですが、ご理解を願います。</p>
野口委員	<p>21 番についてお聞きします。さんは、町外の農地がほとんどのようですが、主にどこで活動をされていますか。</p> <p>何故にこの 1 筆が必要なのですか。</p> <p>それから、畑を借りてくれる担い手さんは貴重ですが、さんは、今後、南部町の農地を借りられる意向はありますか。</p>
前田主幹	<p>主にに農地を持たれています。からに抜ける道の辺りに、、が混在しているエリアがあるのですが、その辺を中心に耕作をされています。内訳で言うとが多いです。農地はだけれども地権者はの方と言うのもいくつかあります。</p> <p>こののについてですが、以前には、他にも町内の農地を何筆か借りておられたのですが、傾斜地で条件が悪く収量が確保できないなどの理由で貸借期間終了時に返された農地もあります。しかし、の農地を全く無くしてしまうのは、これまでの付き合いもあるのではないというさんの気持ちと、このの圃場は比較的管理ができるということで更新の手続きをされました。</p> <p>今後も、現在耕作されているエリアを中心に広げていきたいとの意向を聞いております。</p>
議長	<p>補足します。さんは、以前ににお勤めになっていた関係で、町外では無くて、南部町の農地を借りられないかお話をしましたが、南</p>

		部町の農地は粘土質で野菜作りには向かない。今借りておられる周辺の農地は黒ボク土で野菜が作りやすく生育も良いので、これからも周辺の農地を借りて耕作をしたいという事でした。
	野口委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は議決承認されました。
5. 報告 (1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について	議長	報告に入ります。「(1)公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について」説明をお願いします。
	局長補佐	【「(1)公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について」朗読及び補足説明（議案書8頁）】 賃貸借料は、1-1が10a当たり 円で、1-2が10a当たり 円と聞いております。 賃貸借料は、2-1が10a当たり 円で、2-2が10a当たり 円と聞いております。
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。
	田邊委員	本日現地調査をしました。1-1と1-2は同じ場所ですが、賃借料が違うのは何故です。
	局長補佐	県土整備局に確認しております。現地調査資料の5ページをご覧ください。 はいびつな形をしております。 は比較的きれいな四角形です。県の単価基準に照らし合わせると、いびつな形の土地は単価が下がるそうです。
	田邊委員	分かりました。
(2) 令和7年南部町農地賃貸借料等情報について	議長	「(2)令和7年南部町農地賃貸借料等情報について」説明をお願いします
	局長補佐	毎年その年の1月から12月までに締結された賃貸借料の平均を出しております。昨年度の総会の際に、地区別に出せないかとのご意見がありましたので、本年はこのような形で出しました。また、近年物納が増えております。どのような形で表示するか検討しました。玄米30kg当たりの標準価格を換算して金額で出している市町村もありましたが、昨今の米価の高騰等で価格が不安定なため、キロ数で表示しました。 (全地区朗読)
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見等なし。)
(3) 地区別農地貸借状況について	議長	「(3)地区別農地貸借状況について」説明を求めます。
	局長補佐	先月の総会で秦野委員より、賃貸借と使用貸借の割合の質問がございましたので、このような表を作成しました。 (全地区朗読)
	議長	使用貸借が多く出てきますが、数字にすると賃貸借が多いということですか。
	局長補佐	面積で割合を出していますので、法人さん関係は賃貸借が多く、面積

		も広く借りておられますので、このような数字になったのではないかと思います。
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見等なし。)
令和7年度第11回農業委員会総会の日程	議長	令和7年度第11回南部町農業委員会総会は、令和8年2月12日(木)に開催します。
閉会	議長	これにて令和7年度第10回南部町農業委員会総会を閉会致します。